

非居住者と国外財産調書制度

税理士 高山 政信

〔事例〕

内国法人A社に勤務するBは、年の途中で、A社の米国現地法人C社へ転勤することとなった。Bは、相続により時価約1億円のハワイの不動産を取得している。

平成24年の税制改正により国外財産調書制度が創設されたと聞かすが、Bも提出する必要があるのか。

なお、ハワイの不動産は、貸付の用に供していないので、税務署に不動産所得等の申告はしていない。

〔ポイント〕

- 1 国外財産調書制度の創設
- 2 加算税の改正
- 3 罰則の制定
- 4 居住形態の判定

〔検討〕

1 国外財産調書制度の創設

(1) 制度の規定

平成24年の税制改正により、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」に第3章（国外財産に係る調書の提出等）が追加されて、国外財産調書の提出制度が次のとおり創設された（同法5）。

「居住者（所得税法第2条第1項第3号に規定する居住者をいい、同項第4号に規定する非永住者を除く。）は、その年の12月31日において

その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する場合には、財務省令で定めるところにより、その氏名及び住所又は居所並びにその国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書（以下「国外財産調書」という。）を、その年の翌年の3月15日までに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、その各号に定める場所の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、同日までの間にその国外財産調書を提出しないで死亡し、又は同項第42号に規定する出国をしたときは、この限りでない。

- 一 その年分の所得税の納税義務がある者
その者の所得税の納税地
- 二 前号に掲げる者以外の者
その者の住所地（国内に住所がないときは、居所地）

(2) 国外財産調書制度の概要

居住者は、その年の12月31日においてその価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する場合には、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、翌年の3月15日までに、所轄税務署長に提出しなければならないこととなった（同法5）。

ただし、同日までに国外財産調書を提出しないで死亡し、又は出国したときは、この規定の適用はないこととされている。

(3) 国外財産調書の提出先

次の区分により、それぞれの納税地等を所轄する税務署へ提出する必要がある。

- イ その年分の所得税の納税義務がある者…
その者の所得税の納税地
- ロ イ以外の者…その者の住所地。国内に住所がないときは居所地

(4) 国外財産の意義等

国外財産とは、国外にある財産をいう（同法27）。

イ 財産の所在地

国外財産の所在については、相続税法10条1項及び2項の規定の定めるところによることとされている（同法施行令10①）。

ロ 所在の判定の時期

国外財産の所在の判定は、その年の12月31日における現況によることとされている（同法施行令10②）。

ハ 国外財産の価額

国外財産の価額は、その国外財産のその年の12月31日における時価又は時価に準ずるものとして財務省令で定める価額によることとされている（同法施行令10③）。

ニ 外貨換算

国外財産の価額が外国通貨で表示される場合におけるその国外財産の価額の本邦通貨への換算は、その年の12月31日における外国為替の売買相場により行うものされている（同法施行令10④）。

ホ 未分割の場合

相続又は包括遺贈により取得した国外財産について国外財産調書を提出する場合において、その相続又は包括遺贈により取得した国外財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていないときは、その分割されていない国外財産については、各共同相続人又は包括受遺者が民法（第904条の2の規定の適用は除かれる。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従ってその国外財産を取得したものであるものとしてその価額を計算するものとされている（同法施行令10⑤）。

(5) 適用関係

上記の改正は、平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用される（改正附則59）。

2 加算税の改正

国外財産に係る所得税又は相続税について修正申告等（期限後申告書の提出、更正及び決定

を含む。以下同じ。）があった場合の過少申告加算税又は無申告加算税について、次のとおり規定されている（同法6）。

(1) 国外財産調書の提出がある場合の過少申告加算税等の軽減

国外財産に係る所得税又は相続税について修正申告等があった場合において、提出された国外財産調書にその修正申告等の基因となる国外財産についての記載があるときは、過少申告加算税又は無申告加算税の額は、通常課されるこれらの加算税額からその過少申告加算税又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その修正申告等の基因となる国外財産に係るものに限られる。（2）において同じ。）の100分の5に相当する金額を控除した金額とされる。

(2) 国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重

国外財産に係る所得税について修正申告等があった場合において、国外財産調書の提出がないとき、又は提出された国外財産調書にその修正申告等の基因となる国外財産についての記載がないとき（記載が不十分と認められるときを含む。）は、過少申告加算税又は無申告加算税の額は、通常課されるこれらの加算税額に、その過少申告加算税又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額の100分の5に相当する金額を加算した金額とされる。

(3) 適用関係

上記の改正は、平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書に係る国外財産に係る所得税又は相続税について適用される（改正附則60）。

3 罰則の制定

故意の国外財産調書の不提出等に対する罰則規定が次のとおり設けられた（同法10）。

(1) 国外財産調書の不提出等に係る罰則の創設

国外財産調書に偽りの記載をして提出した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることとなった。

また、正当な理由がなく国外財産調書を提出期限までに提出しなかった者は、1年以下の懲

役又は50万円以下の罰金に処せられる。ただし、情状により、その刑を免除することができることとされている。

(2) 適用関係

上記の改正は、平成27年1月1日以後の違反行為について適用される。(改正附則1, 79)

4 居住形態の判定

国外財産調書制度は、居住者に対してだけ適用されるので、居住者か非居住者かの判定が重要になる。

(1) 居住者の意義

居住者とは、所得税法2条1項3号に規定する居住者をいい、同項4号に規定する非永住者を除くものと規定されている(同法5)。

(2) 所得税の場合

Bのような会社員の場合、所得税法施行令14条及び15条により住所の有無が推定される。通

常、国外の現地法人に転勤になる場合、「現地での勤務が継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有する」ことと解されることから、税務当局において反証がなされない限り、非居住者と推定されることになる。

5 まとめ

国外財産調書提出制度は、居住形態の判定については所得税法を準用しながら、国外財産の意義については相続税法を準用していることから、その重点が相続税法の適用に置かれていることが推測される。

事例の場合、居住形態の判定については所得税法の規定が適用されることから、Bは非居住者と推定され、税務当局の反証がなされないかぎり、国外財産調書の提出は不要ということになる。

より読みやすく、より使いやすく
プロのための次世代データベース誕生!

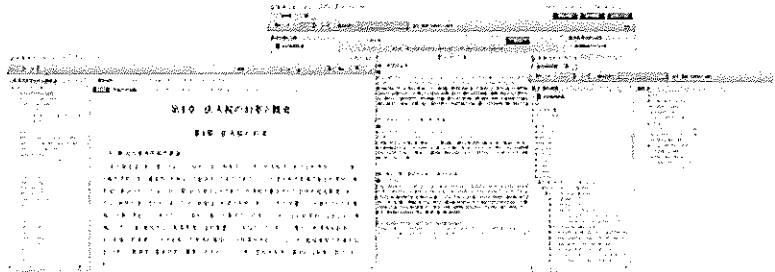
税務・会計データベース *DHC Premium*

会社税務釈義 Digital

読みやすさを追求した
メインコンテンツ表示

キーワードサジェスト機能を
はじめ多彩な検索機能

10階層にもおよぶ書籍版の
目次もそのまま分割表示



詳細はコチラ

会税デジタル

検索

CLICK!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640